

○愛西市国民健康保険税条例の一部改正について

1 条例改正の内容

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 8 年 3 月 3 1 日公布予定、令和 8 年 4 月 1 日施行）の施行に伴い、改正をするもの

（1）国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げ・新設するもの

	改正前	改正後
基礎課税額に係る課税限度額	6 6 万円	6 7 万円
子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度	0 万円	3 万円

（2）低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置の所得判定基準を引き上げるもの

	改正前	改正後
5 割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額	30 万 5, 0 0 0 円	3 1 万円
2 割減額の対象となる所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額	5 6 万円	5 7 万円

（3）低所得者及び出産被保険者に対する減額について 18 歳以上被保険者均等割を追加するもの

（4）18 歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割の減額を新設するもの